はじめまして、意見です。

AIの時代と言われています。

今、人間が磨くべき能力はなんでしょう。

それは、読解力や思考力。

まとまった量の優れた著作をたくさん読むことで培われる能力です。

読Qは、読書競争の棒グラフのようなもの。

クラス内、クラス対抗、学校対抗、全国順位をウェブ上で競う 読書量と読書歴の検定級です。

読QのWebテストは、読み終わった本の内容を問う○×クイズです。

さあ、読Qを使って、読書を推進しましょう。

自然

学校が読Qを導入するメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
学校での読 Q 会員種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
読Qを知る・・・・・・・・・2	2
読Q会員登録の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
読Q学校利用サービス利用約款・・・・・・・・・7	
読Q利用規約・・・・・・・・・1-	4

学校が麓の定導入するかか

読Qは、今までにない検定級です。インターネットが普及したことで実現しました。

教育力が格差を生むと言われていますが、学校での学びはみな平等です。だれでも、図書室に溢れている書籍を読み、学校のパソコンやスマートフォンでいつでも読書競争ができる読Qは、様々な家庭環境の子どもたちが、リアルに隣り合う友人と張り合って読書に向かうきっかけになり続けます。

読Qのメリット

- ◆ 課題図書を決めたりグラフを作ったりしなくても、ウェブ上で一年中読書競争ができます。
- ◆ それぞれ違う本の受検をする子どもたちを、1 人の先生がまとめて試験監督できます。
- ◆ 3か月単位の読書量競争もできるので、急に読書を始めた子でも簡単にトップに立てます。
- ◆ 生徒の読書履歴が見られるので、興味を持ちそうな本、読んでみるといい本をおすすめできます。
- ◆ 読書の宿題や課題が出しやすくなり、読書の習慣をつけるのに役立ちます。
- ◆ 読Qは会員が作るクイズで成り立っています。検定クイズ作りをすることは、文脈把握力を鍛えます。
- ◆ 学校でも家庭でも、読QはPCやスマートフォンがあれば利用できます。
- ◆ プライバシーに配慮し、生徒名は原則非公開。読書履歴は1冊ずつ公開非公開が選べます。
- ◆ 日本中の会員の読書履歴が覗け、グラフや表で読書競争できるので、読書意欲を高められます。
- ◆ 読Qの会費は1人月額100円という廉価で、保護者に勧め易く、また、会費の援助制度もあります。

学校における能の会員の領領

読Q利用校に所属する教師等の会員権限には、個人的な機能が無く、自身のための受検はできません。 読Q利用校における読Q会員の種類は、下記の通りです。

- 読Q利用校・・・学校に1つずつ配られる会員資格で、読Q利用のための、教師と学級の設定をします。
- 教師会員・・・児童生徒の読書推進活動を行います。クラスごとに受検の試験監督ができます。
- 司書会員・・・児童生徒の読書履歴を見て、読Q上で個別にメッセージを届けることができます。
- 学校代表・・・校長、教頭などの会員権限により、全クラスの読Q読書推進活動を行えます。
- IT担当者・・・当協会との連絡窓口で、学校代表と同じ権限を持ちます。教師会員と兼務可能です。
- 一般会員・・・読Qを利用する生徒は一般会員です。家でも学校でも、読Qを使うことができます。

能のを知る

トップバーの「読Qとは」の説明を読んでいただくと、読Qのことがよくお分かりいただけると思います。 読Qについての最新情報はトップ画面のお知らせ欄でご覧ください。

読Q利用校のための主な画面をご紹介します。(全てスマートフォンにも対応しています)

教師会員による、読Q一斉受検のための操作画面



- ①教室のPCやタブレット、スマートフォンにてログインした生徒の名前欄が、白く変わります。
- ②生徒が、それぞれ読み終わった本の受検スタート画面を開くと、教師の画面上の生徒名が赤くなります。
- ③教師は赤の生徒名にチェックを入れ、「教師パスワード入力」を選択して、「実行」をタップします。
- ④生徒の画面で検定が始まります。教師は不正が無いよう見守ります。
- ⑤早い生徒は数分で検定画面に「合格」が出ます。教師画面では、その生徒名が再び赤くなります。
- ⑥教師は再び③を行います。すると生徒の画面は正式な合格画面になります。

読Q 藤沢市立七松小学校 教師 chinatsu09291s マイ書斎 読Q本の検索 児童生徒基本情報 v クイズを作る 読Qとは v 読Qトップ > 団体教師トップ > クラス内の読書量 > 今期順位 クラス内 今期順位 (2019.10.1~2019.12.25) 教師TOP学級を選択 2019 12 25 現在 2-1 坂田 千夏学級/2019年度 2名 ☎ 2019年度に獲得 ※ クラス内最近の読Q活動 今期ポイント順位 前回ポイント順 今年度通算ポイント順 生涯ポイント順位 直近の読Q活動を見る 直近の 現在の目標 クラス内順位 学年順位 級 名前 よみ 読Qネーム 性別 田口鈴江 タグチスズエ suzue01811 10級 女 2019/12/22 4.26/13 1位 津川真之介 つがわ しんのすけ 児童生徒検索 合計 受検する児童への試験監督パス S詳価弱度

教師会員の画面 クラス内の読Qポイント(読書量)順位

読Qの獲得ポイントの、クラス内順位と学年内での順位が四半期単位で表示されています。

タブを切り替えて、前四半期、年度内、生涯(読Qを始めてから現在までの合計)での順位を見ることができます。

読Q利用校同士で競う、1人あたりの獲得ポイント順位表



年度ごとの、1位~5位を表示しています。市区郡町村内、都道府県内、全国順位をタブで切り替えて見ることができます。

学校利用の読Qは、年度ごとの使用となっています。4月1日になると切り替わり、前年度のクラスの情報は表示されなくなります。クラス編成は、新年度になってから行います。

学校団体議・新規登録の流れ

新規登録

- 1.トップ画面右上の「新規登録」をクリックし、フォーム内の入力例に従って入力してください。
- 2. 「規約に同意して送信」をクリックすると、登録メールアドレスへ、仮アカウント情報が届きます。
- 3、仮のIDとパスワードでログインして、本登録へ進みます。



4. 代表者の本人確認書類をアップロード

当協会は、業務省力化により郵送手続きを極力少なくしており、学校の読Q新規登録に、代表者様の本人確認書類画像を送信いただいております。ご了承ください。

5. 「学内IPアドレスで制限を行う」にチェックマークを入れ、学校の固定IPアドレスを入力します。複数 人一斉受検を行うためには固定IPアドレスが必要です。一斉受検をするには、教師の端末が、登録し た固定IPアドレス下の Wi-Fi を受信している必要があります。

学校IPアドレスのフォーム内に、現在作業されている端末がつながっているグローバルIPアドレスが表示されています。表示されているアドレスが、①固定IPアドレスであること ②一斉受検を行う際に使用するIPアドレスであること を確認してください。違うIPアドレスを使用する場合は、①と②の要件を満たしたアドレスを入力し直してください。

ネットマスクの調べ方の一例

- ①パソコンの検索画面で「コマンドプロンプト」を検索します。
- ②ipconfig と入力し、エンターを押します。



③「サブネット マスク」の数字を、ネットマスクのフォーム内の入力例に習って入力してください。

6. 利用人数(アカウント数)の登録

利用人数(ア	カウント数)の登録	• • • •	教師の人数お	よび各クラ	スの児童生徒数を登	登録します。				
会員種別:	校長・教頭	▼ 学年:	無し		▼ クラス	(名:	組	人数:	1	名(半角)
			教師は学年・ク	フラス名の入力	不要					
				_						
					And the second second		- 1 / /			
				C	追 加 追加をクリ	ックすると、下記の表に	入力されます			
	会員種別	学	华		追加 追加をクリ	ックすると、下記の表に 人数	入力されます 修正		i	削除
○□ //□奈上//□		9			クラス	人数			i	
合計(児童生徒		等				人数			i	削除 0円

①会員種別ごとに人数を登録します。

会員種別選択→学年選択(教師は不要)→クラス名入力(教師は不要)→読Q利用人数を入力→「追加」をクリックすると、下の表に挿入されます。修正や削除も可能です。

※ 年額で計算した会費合計額2種類が表示されますが、これは目安です。学校団体様の会費は、個別

にEメール送信での請求書払いでお願いしております。

- ②確認画面で確認後、「IDとパスワード正式登録」をクリックします。
- 7. IDとパスワード正式登録

ID(読Qネーム)は、末尾の郵便番号の文字列は変更できません。英文字は変更可能です。 入力後は必ず控えてください。

登録が完了すると、登録したメールアドレス宛に、登録完了のメールが届きます。

8. その他

読Qでは、低所得家庭のお子さんの読Q会費を肩代わりする制度「あしなが援助金」があります。下記は個人会員宛の、あしなが援助金についての説明ですが、読Q利用校も、読Q会員として、あしなが援助ができます。お申し込みをお待ちしております。

●あしなが援助金

- ■読書推進活動です。低所得世帯のお子さんの会費を20歳まで、複数人分肩代わりができます。
- ■あしなが援助金受給希望者が少なく、6か月の間でマッチングが難しい場合は、20歳未満の読Qポイントランキング最上位者の、年少者から順番に、会費援助をお願いしています。ご了承ください。
- ■援助相手とのマッチングは当協会が行います。援助開始後、互いの公開マイ書斎を閲覧できます。本名 や連絡先の交換はできません。
- ■マッチングまでに最長6か月の猶予をいただきます。その間の会費は事務手数料とお考えください。あしなが援助金の受給を希望する方も、最長6か月間は、会費のお支払いをお願いいたします。
- ■6か月経っても、人数のアンバランスにより、あしなが援助が成立しない場合、20歳未満の読書量ポイントランキング最上位の会員の会費を、奨学金のような形で援助していただきます。
- ■あしなが援助をしたい方は、新規登録時に会費支払い項目で、援助する人数を選んで登録してください。 そして、念のためログイン後に問合せ欄から、援助人数をお知らせいただくと漏れが防げます。

※「あしなが援助金」を必要とする児童生徒のために、保護者に代わって学校があしなが援助金の受給を申請することも可能です。お問合せください。

能の学校利用サービス利用的歌

読Q学校利用サービス利用約款

第一章 読Q学校利用サービス

第1条(約款の適用)

- 1. 読Q(第1条において定義します。)学校利用サービス利用約款(以下「本約款」といいます。)は、一般社団法人読書認定協会(以下「当協会」といいます。)と読Q学校利用サービス(サービスの概要は第2条にて定めるものとし、以下「本サービス」といいます。)の利用にかかる契約(以下「本契約」といいます。)の締結を希望するまたは締結をし、当協会が読Q利用D(以下「読Qネーム」といいます。)とパスワード(以下、読Qネームとパスワードを「アカウント」といいます。)を付与した学校(小学校、中学校、高等学校、大学等を言い、総称して以下「会員校」といいます。)および当該学校から読Q利用のアカウントを付与された教師会員(第2条において定義します。)に対して適用されるものとします。
- 2. 当協会は、本約款および別途定める読Q利用規約に基づき、会員校に読Q学校利用サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供するものとし、会員校は、本約款と利用規約を誠実に履行するものとします。
- 3. 本約款に規定する事項の他、当協会が本サービスについて別途定める細則、運用ルール、諸注意および当協会が会員校に対し提示する各種注意事項等(以下「諸規約等」といいます。)も本約款の一部を構成するものとします。

第2条(基本用語の定義)

本約款において使用する基本用語の定義は、次の通りとします。

- (1) 読Q: 当協会が運営を行う、読書推進を目的としたオンライン検定とそれに関連するサービスです。当協会に利用申し込みをしてアカウントを付与された者(以下「会員」といいます。)がログインして利用できます。
- (2) 読Q学校利用サービス(本サービス): 会員校によって当協会に読Qの利用申し込みがされ、当協会がそれを承認したサービスです。会員校への読Qおよび、管理者画面(第4号に定義します。)の提供、教師会員(第5号に定義します。)への読Qおよび教師用画面(第6号に定義します。)の提供、一般生徒会員(第3号に定義します。)への読Qの提供、をいいます。
- (3)一般生徒会員 : 読Qの一般会員のうち、会員校によって所属登録をされて読Qを利用する児童、生徒、学生をいいます。一般生徒会員には、会員校が読Qのアカウントを付与する場合および、自身で会員登録をした会員を会員校が当該会員校に所属登録をする場合があります。
- (4)管理者画面 : 会員校アカウントでログインした画面。教師および司書への読Q教師会員用アカウント(以下、「教師アカウント」といいます。)付与、読Q用のクラス編成、管理等を行うことができます。代表者およびIT担当者が使用する画面です。教師アカウント付与については、教員免許や司書資格を持っていない教職員には付与しないものとします。
- (5)教師会員 : 会員校から読Qの教師アカウントを付与、または会員校に所属登録をされて読Qを利用する教師や司書をいいます。教員免許や司書資格を持っていない教職員は、読Qの教師会員にはなれません。教師会員は異動や退職等で会員校を離れると、準会員(利用できる機能に制限のある無料会員)となり、教師用画面を開くことができなくなります。会員校に所属登録をされるとまた教師会員に戻ります。
- (6)教師用画面 : 教師アカウントでログインした画面。所属する会員校の一般生徒会員の読Q活動閲覧、会員校内外の学校の読Q読書量ランキング閲覧等ができます。また、学内IPアドレスの読Q利用登録をしておくと、所属する会員校の一般生徒会員による読Q受検の試験監督を学級ごとに、複数の受検者に対して同時に行うことができます。担任学級を持つ教師会員は、当該学級の児童、生徒、学生への一般生徒会員アカウント付与、一般生徒会員を担任学級へ所属登録(1学級50名まで)、担任学級全員の基本情報閲覧編集、学級内読書量ランキング表閲覧などができます。

第3条(運営子会社等への再委託)

- 1. 当協会は、本約款に定める業務の全部または一部を、第三者に委託することができるものとします。
- 2. 業務を委託した第三者が行う本契約に関する意思表示および事実行為は、当協会が行ったものとみなします。
- 3. 業務を委託した第三者に対して、会員校が行った本契約に関する意思表示および事実行為は、当協会に対して行ったものとみなします。

第4条(本サービスの利用申し込みおよび契約の成立)

- 1. 会員校は、本サービスの利用にかかる申し込みを行う場合には、本サービスの仕組みを理解の上、利用登録申請を行うものとします。
- 2. 前項の会員校による本サービスの利用にかかる申し込みがなされ、当協会が当協会の定める基準に基づく審査により、適格と判断した場合において、当協会による承諾の意思表示が会員校に到達した時をもって、当協会と学校の間に本契約が成立するものとします。

- 3. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から 1 年間とします。ただし、期間満了の 1 ヵ月前までに会員校または当協会から書面による変更または解約の申し出がない場合、本契約は同一の条件でさらに 1 年間更新されるものとし、それ以降も同様とします。
- 4. 会員校は、本サービス上で提供される各種サービスを利用するにあたって、事前に教育現場における影響等を勘案したうえで、自己の責任において利用有無を決定するものとします。

第5条(利用者へのアカウントの発行)

- 1. 当協会は、本契約が成立した場合には、会員校に対し申込フォームに入力された利用者(教師、司書、児童、生徒、学生)の人数分の読Qの利用にかかるアカウント(読Qネームおよびパスワード)の発行を許可するものとします。会員校は、読Qネームとパスワードを利用者に対して自己の責任において配布するものとします。
- 2. 会員校がアカウントを配布または当該会員校に所属することを承認した読Q利用者のうち、児童、生徒、学生は、一般生徒会員です。一般生徒会員については、その読Q上での行為は、すべて一般生徒会員本人の行為とみなすものとし、会員校は自らの責任の下で一般生徒会員が読Qネームとパスワードを厳重に管理するよう管理を行うものとします。

第6条(学校管理者・学校教師および司書へのアカウントの発行)

- 1. 当協会が学校に対して本サービスの利用を許諾した場合、本条に定める規定が適用されるものとします。
- 2. 当協会は、本契約が成立した場合には、会員校に対し読Qシステムの利用にかかる管理者用の読Qネームおよびパスワードを発行するものとします。会員校は、当該管理者用の読Qネームおよびパスワードを用いて、自らの責任と管理で本サービスの利用に必要な教師および司書用の読Qネームとパスワード(教師アカウント)を発行することができます。また、他の会員校によって発行されたアカウントを持つ会員が異動転入した際は、当該会員校所属の教師会員として登録することができるものとします。なお教師アカウントの利用による読Qシステム上の行為は、すべて所属登録している会員校の行為とみなすものとし、会員校は自らの責任の下で読Qシステムの利用および教師アカウントの管理を行うものとします。
- 3. 会員校は、第三者に会員校アカウントおよび会員校が発行した教師・司書用アカウントを譲渡、貸与または開示等してはならず、アカウントを厳重に管理する義務を負うものとします。当協会は、会員校アカウントおよび教師・司書アカウントの第三者の盗用に伴う損害の発生について、一切の責任を負わないものとします。なお、会員校および教師会員は、会員校および教師会員の都合によりアカウントを第三者に使用させる場合には、自己の責任において本約款に定める事項を周知徹底させたうえでこれを行うものとし、これにかかる事故等について当協会は、一切の責任を負わないものとします。4. 会員校は、当協会が必要と判断した場合またはやむを得ない事由がある場合、読Qシステムの一時的な運営の停止
- 4. 会員校は、当協会が必要と判断した場合またはやむを得ない事田がある場合、読Qンステムの一時的な連宮の停止を行うことがあることに同意するものとします。本項に基づく読Qシステムの運営の停止に伴い会員校に発生した損害につき、当協会は、一切の責任を負わないものとします。

第7条(本サービスの一時停止、中断、変更)

- 1. 当協会は、会員校および会員へ事前に通知することなく、本サービスにおいて提供する各種サービスの一時停止、各種サービス内容の変更、および長期的な中断をすることができ、会員校はこれを承諾するものとします。
- 2. 当協会は、前項に基づく本サービスにおいて提供する各種サービスの一時停止、各種サービス内容の変更、および長期的な中断により会員校および会員に生じた損害につき、なんらの責任も負わないものとします。

第8条(本サービスの終了)

- 1. 当協会は、会員校および会員への1か月前の事前の通知の上、本サービスの提供を終了することができるものとし、会員校は、予めこれを承諾するものとします。
- 2. 当協会は、前項に基づく本サービスの提供終了により会員校および会員に生じた損害につき、何らの責任も負わないものとします。

第9条(利用停止)

- 1. 当協会は、会員が当協会の別途定める利用規約に違反した場合、会員校および会員に対して事前に通知することなく、当該会員および当該会員の所属登録している会員校に対して、本サービスの全部または一部の利用の一時停止、将来に渡った利用の禁止等、当協会が適切と判断した措置を行うことができるものとします。なお、所属登録のある会員が利用規約に違反したことにより生じる一切の損害について、会員校は責任を負うものとします。
- 2. 当協会は、会員および会員校が一定期間以上本サービスを利用しない場合、または当協会が必要と認めた場合には、当該会員および会員校に対し事前に通知したうえで、本サービスの全部または一部の利用の停止措置を行うことができるものとします。
- 3. 当協会は、当協会が本条に基づく措置を行ったことに起因して会員校および会員に生じた損害につき、何らの責任も負わないものとします。

第10条(秘密情報の取り扱い)

- 1. 会員校および教師会員は、本サービスの利用を通じて知り得る当協会の一般に公開していない情報(検定問題、本サービスに関する情報・しくみ・ノウハウ・プログラムソース等を含みます)および本契約に関して当協会より秘密である旨の明示がなされたうえで開示された情報(総称して、以下「機密情報」といいます。)を、機密として保持するとともにそのための合理的な措置を講じ、当協会の事前の承諾なく第三者へ開示および漏洩してはならないものとします。
- 2. 会員校および教師会員は、機密情報が漏洩または紛失したことが発覚した場合、直ちに当協会に通知し、その後の対処について協議するものとします。

第11条(個人情報の取り扱い)

- 1. 会員校および教師会員は、本サービスの利用を通じて当協会から提供される会員の個人情報(氏名、本サービスの利用状況、非公開の読Q活動履歴などを含み、以下「当協会取得の利用者情報」といいます。)を機密として保持するとともにそのための合理的な措置を講じ、当協会の事前の承諾なく第三者への開示および漏洩してはならないものとします。 2. 会員校および教師会員は、万一、前項に違反する事態が生じた場合には直ちに当協会にその旨を報告し、その後の指示を仰ぐものとします。
- 3. 本契約の成立後、当協会および会員校が合意した場合に、会員校は自ら取得した会員の個人情報(氏名、本サービスの利用状況、読Q活動履歴などを含み、以下「会員校取得の利用者情報」といいます。)を当協会に提供するものとします。なお、会員校は、当該提供にあたり、会員に対して、会員校取得の利用者情報の利用範囲(会員校、当協会および提携先等による利用などをいいます。)について説明を行うとともに、当該提供にあたって必要な許諾を会員から得るものとします。
- 4. 当協会は、会員校取得の利用者情報を別途定める個人情報保護方針に従い利用するものとし、本契約の目的外に利用しないものとします。

第12条(禁止行為)

- 1. 会員校および教師会員は、本サービスを利用するにあたって、次の各号に定める行為または当該行為に該当する恐れのある行為をしてはならないものとします。
 - (1) 意図的に虚偽の情報または誤解を招く情報を登録または送信する行為
 - (2) 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
 - (3) 個人や学校を差別または誹謗中傷する行為
 - (4) 他人の個人情報および個人のプライバシーを侵害する行為
 - (5) 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれがある行為
 - (6) 当協会が本サービスにおいて提供する各種サービスを不正または私的な目的をもって利用する行為
 - (7) 本サービスの運営を妨げる行為、または当協会の信頼を毀損する行為
 - (8) 立場を不正に利用し、一般生徒会員の読Q上での履歴や情報の改ざんまたは漏洩する行為
 - (8) その他当協会が不適切・不適当であると判断した行為
- 2. 前項に掲げる行為によって当協会または第三者に損害が生じた場合、会員校はすべての法的責任を負うものとし、当協会および第三者に損害を与えないものとします。
- 3. 当協会は、会員校および教師会員が第一項各号に掲げる行為を行ったと合理的に判断した場合、事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第13条(知的財産権等の帰属)

- 1. 会員校および教師会員は、本サービスおよび本サービスに関連して発生する著作物、システム等についての著作権その他の知的財産権は、当協会または当協会に利用許諾を行った第三者に帰属するものであることを確認し、いかなる目的であれ転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加等の一切の使用行為を行わないものとします。
- 2. 前項の規定に違反して紛争が生じた場合、会員校は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会および第三者に一切の損害を与えないものとします。

第14条(ロゴ・画像等の利用について)

本サービスに表示される当協会の協会名、サービスや商品等の名称・ロゴ・画像等に関する権利は、全て当協会にその権利が帰属します。当協会の事前の書面による承諾なくこれらを使用することはできません。

第15条(損害賠償)

- 1. 本約款に定める義務に違反することその他会員校による本サービスの利用により当協会に損害が発生した場合、会員校は、当協会に対し、当協会に発生した一切の損害(弁護士費用を含みますが、これに限られません。)を賠償する責任を負うものとします。
- 2. 会員校による本サービスの利用に関して、当協会と第三者との間で紛争等が生じた場合、会員校は当協会を一切免責するものとし、自らの責任と一切の費用負担において当該紛争等を速やかに解決し、その経過を当協会の求めに応じ

て適時に当協会に報告するものとします。万一、当協会が当該第三者に対して損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、会員校は、当協会に対しその全額を支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を支払うものとします。

第16条(不可抗力)

- 1. 当協会は、通常講ずるべき対策では防止できないウィルス被害、停電被害、サーバ故障、回線障害、および天変地異による被害、その他当協会の責によらない不可抗力に基づく事由(以下「不可抗力」といいます。)による被害が会員校に生じた場合、一切責任を負わないものとします。
- 2. 前項は、当協会の委託先、提携先、その他本サービス提供に必要な役割を担うもの(以下「委託先等」といいます。) に発生する不可抗力においても適用されるものとし、委託先等が事業を行う国・地域における自然災害、暴動、労働争議および政情不安等の提携先等の責によらない事由による被害が会員校に生じた場合においても当然に適用されるものとします。
- 3. 当協会は、不可抗力に起因して本サービスにおいて管理または提供されるデータが消去・変更されないことを保証しません。

第17条(当協会の責任)

- 1. 当協会は、(A)本サービスの提供に不具合やエラーや障害が生じないこと、(B)本サービスを通して得られる情報等が正確なものであること、(C)本サービスを通じて提供される役務、情報等が会員校の期待を満たすものであることのいずれについても保証するものではありません。
- 2. 当協会は、会員校に対して、本サービスを利用することによる効果、有用性、目的適合性、完全性、正確性等について一切保証しないものとします。
- 3. 会員校は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、当協会は、本契約またはその履行、ならびに本サービスの利用に関して会員校につき生じた損害について、当協会の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとします。なお、当協会が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られるものとし、本契約に基づき支払済みの利用料(第19条にて定めます。)相当額を上限とします。
- 4. 会員校および当協会または代理店等間において本契約が終了した場合、当該会員校に所属登録のある会員は当然に本サービスを利用することができなくなるものとし、当協会は会員に対し事前に通知する等、会員に告知する義務を負わないものとします。なお、会員が本サービスを利用できなくなったことに基づき、会員に生じた損害について、当協会の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、当協会は何らの賠償義務を負わないものとします。

第18条(所属会員の転入転校および所属教師会員の異動に関して)

- 1. 会員校は、①所属している一般生徒会員が転出もしくは退学等の事情で、自己の運営する会員校に所属しないことになった場合(以下、当該所属をしないことになった一般生徒会員を「転出生」といいます。)、または②転入等の事情で、新たに自己の運営する会員校に一般生徒会員が加わった場合(以下、新たに加わった一般生徒会員を「転入生」といいます。)には、教師会員画面にて、当協会に対して申請(以下、①に関する申請を「転出申請」②に関する申請を「転入申請」といいます。)するものとします。
- 2. 会員校が転出申請をした場合、会員校は、当該転出生に関する一切の情報(個人情報および読Q利用履歴を含みますが、これに限りません。)が会員校管理者画面および教師用画面上から閲覧できなくなることについて予め承諾するものとします。
- 3. 会員校がアカウントを付与した一般生徒会員が当該会員校を転出する際に、会員校が既に当協会に支払った当該転出生の会費(第19条において定義します。)がある場合、当協会は、返還義務を一切負わないものとします。
- 4. 会員校が転入申請をし、読Qネームやパスワードの追加発行が必要な場合、会員校は本約款に基づき、会員アカウントの追加発行にかかる申込みを行うことができます。なお、転入生がすでに読Qを利用している場合または個人で読Qの新規会員登録を希望し、当該利用履歴等の情報を当該会員校の読Q学校利用サービスが管理することを転入生が承諾した場合には、会員校は、教師会員画面にて当該転入生の所属登録を申請するものとします。
- 5. 会員校は、所属している教師会員が異動転出する場合、異動発令日までに管理者画面にて当該教師会員の転出を申請するものとします。また、転出申請をした場合、会員校は、当該教師会員に関する一切の情報を管理者画面および教師用画面上で閲覧できなくなることについてあらかじめ承諾するものとします。
- 6. 移動転出する教師会員の会費は、当該会員校から異動転出するまでは当該会員校が負担することとします。また、当該教師会員の会費を会員校が既に当協会に支払っている場合には、当協会は、会費の返還義務を一切負わないものとします。
- 7. 教師会員は、会員校が当該教師会員の異動転出申請をすると、当該会員校所属の教師用画面を閲覧できなくなることについて予め承諾するものとします。教師会員は会員校に所属しない間は準会員(一部機能制限のある無料会員)になりますが、他の会員校へ異動転入し所属登録されるとその会員校所属の教師用画面を利用できるようになるものとします。

8・会員校は、異動転入してきた教師や司書に読Qの教師アカウントを付与することができるものとします。また、異動転入者が既に教師会員または教師会員アカウントを付与されていたことのある準会員である場合、会員校は当該異動転入者を当該会員校所属の教師会員として登録することができるものとします。教師会員の会費は、所属登録後、所属登録のある会員校が支払義務を負うこととします。

第二章 会費

第19条(会費)

- 1. 会員校による読Qおよび本サービスの利用料を会費といい、入会金3000円(教師会員が30名以上の場合は10000円)および、月会費または年会費をいいます。会員校の月会費または年会費には、所属する教師会員の会費および会員校が会費を支払うことを承諾した一般生徒会員の会費が含まれます。教師会員数は、会員校1校につき最少で3名とします。
- 2. 会費を支払う場合には、会員校は、第4条に基づき会員校が当協会または代理店等に提示した申込フォームまたは請求書に記載された金額を、会費として当協会に支払うものとします。当該会費の支払方法および支払条件については、第4条に基づき会員校が当協会に提示した申込フォームに従うものとします。なお、会費の支払いにかかる手数料は会員校の負担とします。
- 3. 会員校が当協会へ既に支払った会費は、途中で本サービスの利用を終了した場合、発行済のアカウントのうち一部の利用を終了した場合、その他期間中に本サービスの利用がなかった場合であっても、当協会は返還義務を負わないものとします。
- 4. 会員校は、低所得世帯の一般生徒会員の会費について、あしなが援助金(利用規約に定義しています。)の受給を 当協会へ申請することができるものとします。申請受理後、当協会があしなが援助のマッチングを行い、それが成立した 場合、当該一般生徒会員の会費は、あしなが援助を申し出た他の会員より支払われます。
- 5. 会員校は、個人の会員と同じように、あしなが援助を行うことができるものとします。あしなが援助金の支払その他については、利用規約に準ずるものとします。

第20条(利用規約の適用)

当協会は、会員に対し、当協会が別途定める利用規約に基づき、本サービスにおける会員向けの各種サービスを提供します。会員校は、当協会が利用規約に基づき会員へのサービス提供を行うことを理解した上で、本サービスの利用にかかる申込みを行うものとします。

第三章 読Qの検定について

第21条(本章の適用)

本章は、読Qの検定を利用する会員校に適用するものとします。なお、本章が適用される場合には「本サービス」の定義に読Qの検定が含まれるものとします。

第22条(読Qの検定にかかるデータの利用)

会員校が読Qの検定にかかる第4条に定める申込を行い本契約が成立した場合、読Qの検定において、当協会が別途 定める個人情報保護方針に基づいて取得した会員にかかる個人情報(受検結果情報およびランキング情報を含みます が、これに限りません。)を集計・分析し、個人を識別・特定できないように加工した上で統計データを作成し、当該統計 データにつき個人を特定しない形で何らの制限なく利用(読Q上の掲載、教育目的の調査研究、会員校への提案、並び に会員校を特定可能な状態での会員校以外の第三者への開示、提案、市場の調査および新サービスの開発を含みま すがこれらに限られません。)することができるものとします。ただし、前述の統計データにつき、会員校を特定できる形で 利用されることがあることを会員校は予め承諾するものとします。

第四章 一般条項

第23条(反社会的勢力の排除)

- 1. 当協会、会員校および教師会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、当協会もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 当協会、会員校および教師会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (4) 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれがある行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 当協会および会員校は、前二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは前二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本約款に基づく一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとします。なお、この場合、表明に反した当事者は、期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行うものとします。

第24条(解除)

- 1. 当協会、会員校は、相手方が次の各号の一に該当するときには、直ちに本契約を解除でき、自己に生じた損害について、本約款の定めに基づき相手方に損害賠償請求ができるものとします。
- (1) 本約款の規定に違反したとき
- (2) 支払不能となったとき、支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
- (3) 公租公課を滞納したとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- (5) 破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡・承継があったとき、営業の停止があったとき、解散の決議がされたとき、もしくは清算に入ったとき、またはこれらの恐れがあるとき
- (6) 代表者の所在が不明になったとき
- (7) 債権者に対し、通常の時期、方法または態様によらない債務の弁済、担保提供等の事実があったとき
- (8) 法令に違反したとき、または違反する恐れがあるとき
- (9) 第23条に定める表明保証に違反したとき
- (10) 相手方の信用を傷付けたとき、または相手方に不利益をもたらしたとき
- (11) 会員校が認可取消または停止の処分を受けたとき
- (12) 会員校が会員校統合・廃校等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- (13) 会員校が募集停止、その他会員の差別的な取扱いまたは言動等、学生募集活動上望ましくない行為を行ったとき
- (14) 会員校の信用に不安が生じたと当協会が判断したとき
- (15) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
- 2. 会員校は、前項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当協会に対する一切の債務を弁済するものとします。

第25条(約款の変更)

- 1. 当協会は、会員校に対し、事前に通知することをもって本約款および諸注意等を変更(追加・削除を含みます)することができるものとします。
- 2. 前項の通知は、当協会が別途定める方法によるものとします。

第26条(分離条項)

本約款および諸規約等に定めるいずれかの条項が管轄権のある裁判所により無効である旨判断された場合には、かかる条項は、法律が許容する限りで、本来の条項の趣旨を最大限実現するように変更または解釈されるものとし、また、本約款および諸規約等のその他の条項の効力には何らの影響を与えないものとします。

第27条(準拠法および管轄)

本約款の準拠法は日本法とし、本約款に関する一切の紛争は、横浜地方裁判所または藤沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条(存続条項)

本契約終了後も、以下の条項は有効に存続するものとします。

第10条(秘密情報の取り扱い) ※本契約終了後1年間に限る

第11条(個人情報の取り扱い)

第13条(知的財産権等の帰属)

第15条(損害賠償)

第16条(不可抗力)

第17条(当協会の責任)

第19条(会費)

第26条(分離条項)

第27条(準拠法および管轄)

第28条(存続条項)

以上

付則

2019 年 10 月 1 日 作成·適用

以上

利用規約

読Q利用規約(全ての利用者向け)

一般社団法人読書認定協会(以下、「当協会」といいます。)は、「読Q利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、これに従って「読Q」に関するサービスを提供します。本規約は、読Q(第1条において定義します。)の利用登録のある個人(以下「会員」といいます。)、利用登録のある学校(以下、「会員校」といいます。)、利用申込者および閲覧者を含め、読Qを利用する全ての個人や学校(以下、「全ての利用者」といいます。)に適用されるものとします。

第1条 読Q

「読Q」とは、当協会が提供・運営するインターネット上の読書推進・検定サービスおよび当該サイトに付随するアプリケーション、メール配信、その他各種サービスの総称をいいます。

第2条 利用の申し込みおよび本規約の適用

- 1. 読Qの利用申込者は、読Qの仕組み、サービスの内容および本規約を理解・承諾の上、当協会の定める手順に従い 会員登録および読Qの利用申し込みをするものとし、本規約に同意の上読Qを利用するものとします。
- 2. 会員が未成年の場合、当該未成年である会員は、読Qを利用すること、本規約の内容に同意することについて、読Qを利用することをもって、親権者に同意を得ているものとみなします。
- 3. 親権者がいる場合、親権者は会員が読Q上で行う一切の行為について、いかなる場合においても連帯して責任を負うものとします。
- 4. 当協会が読Qで提供する、運用ルール、個人情報保護方針、およびその他諸注意や使用方法説明等(以下、「諸注意等」といいます。)が存在する場合には、諸注意等はそれぞれ本規約の一部を構成するものとします。
- 5. 当協会は利用申込者が読Qの利用申込を行ったこと、または利用申込者、会員および会員校他全ての利用者が、 読Qに含まれるコンテンツや各種情報を閲覧・使用したことをもって、全ての利用者が本規約に同意したものとみなします。

第3条 アカウント

- 1. 利用申込者は、読Qの申込方法によって異なる以下のいずれかの方法により、読Qの会員登録および読Qの利用に必要な ID(以下「読Qネーム」といいます。)およびパスワード(以下読Qネームとパスワードを合わせて「アカウント」といいます。)を取得するものとします。
 - (1)利用申込者と会員が同一の場合

利用申込者による読Qの利用申し込みがなされ、当協会がこれを承諾した場合には、当協会からアカウントが利用申し込み者に直接付与されます。

(2)会員校が会員の利用申し込みを行う場合

小学校、中学校、高等学校および大学等によって読Qの利用申し込みがなされ、当協会がこれを承諾した場合には、当協会から学校用アカウント(会員校アカウント)が付与されます。会員校は、当該学校に所属する教師、司書、

児童、生徒、学生に読Qのアカウントを付与することが可能です。

- 2. 会員および会員校は、会員登録の際に入力または提供した情報および顔認証登録(以下「会員情報」といいます。) の内容につき、自ら責任を負うものとします。会員情報の内容に変更が生じた場合には直ちに情報の更新を行い、常に最新の情報を当協会に提供するものとします。
- 3. 当協会は、会員情報が誤っている場合など、当協会が適当でないと判断した時は、アカウントの付与または付与済みのアカウントの停止を行う場合があります。

4. 会員の種類

読Qのアカウントは、学校用アカウントと、個人用アカウントに分かれています。学校用アカウントは、各「会員校」に1つずつ付与されるものです。個人用アカウントは、「一般会員」「監修者会員」、「著者会員」「教師会員」「準会員」に分かれています。

(1)会員校

会員校アカウントは、代表者宛に付与するアカウントで、読Q上の管理手続き等の他、所属する教師会員を管理するアカウントです。所属する教師や司書を、読Qの教師会員として読Qに会員登録することができます。また、異動して来た教師会員に対し当該会員校への所属登録ができます。所属する教師会員による読Q上のすべての行為は会員校の責任によるものとします。

(2)教師会員

教師会員とは、会員校がアカウントを付与した、または当該会員校所属の教師または司書としてアカウントの使用を認めた会員をいいます。所属する会員校の児童、生徒、学生に対して読書を推進し、読Qの検定を実施することに特化した、会員校に付随するアカウントであって、教師会員による読Qを利用したすべての行為は会員校の責任によるものとします。また、一般会員と比較して、受検ができない等、使用できる機能に制限があります。教師会員の会費(第4条において定義します)は当該教師会員が所属する会員校が支払うものとします。教師会員が個人的に読Qの受検を希望する場合は、教師会員アカウントとは別に、監修者会員または一般会員として読Q利用申し込みをする必要があります。

(3)一般会員

一般会員には2種類あります。1つは、一般会員としての読Q利用申し込みを、当協会が承諾しアカウントを付与した個人。 もう1つは、会員校に所属登録のあるアカウントを持つ児童、生徒、学生(以下「一般生徒会員」と言います。)です。

一般生徒会員には、個人で読Q利用申し込みをする場合と、会員校がアカウントを付与する場合があります。会員校がアカウントを付与した一般生徒会員の会費については、当該会員が会員校に在籍している間、会員校が支払うものとします。会費負担の有無にかかわらず、すべての一般会員および一般生徒会員の読Q上での行為は、一般会員および一般生徒会員本人の行為によるものとします。

(4)監修者会員

監修者会員は、監修者候補会員としての読Q利用申し込みを、当協会が承諾しアカウントを付与した個人です。一般会員の権限のほか、書籍の担当監修者に立候補ができ、当協会によってそれが承認されると、担当書籍についての検定問題選定、監修や投稿内容の管理といった読書推進活動ができます。検定問題の選定や監修を行うため、一定程度の職歴、資格、学歴、および検定問題作成経験などが必要です。監修者会員は、書籍の担当監修者になると、監修者紹介画面に本名が表示されます。

(5)著者会員

著者会員は、著者会員として読Q利用申し込みがあり、当協会がそれを承諾しアカウントを付与した個人です。読Qが対象としている種類の著書を持つ作家が利用申し込みをすることができます。監修者会員としての権限も持ち、自著やその他の書籍を担当することができます。ペンネームで活動します。

(6) 準会員

読Qの受検ができない等、利用できる機能に制限のある個人会員で、読書推進の観点から設けている会員種類です。 正会員ではないので会費は無料です。準会員は、次の2種類があります。

①教師会員のアカウントを持っていたことのある個人

会員校で教師会員をされた方は、会員校を離れると準会員となります。但し、教師会員としての活動履歴がまったく無い場合は準会員とならず退会になることがあります。準会員は、検定問題の作成、本の登録、試験監督などの読書推進活動を続けることができます。会費支払い等の手続きをすれば、監修者会員や一般会員になることが可能です。または会員校に所属を承認されると、再び教師会員に戻ります。

②会費負担を受けていた会員校から卒業や転校をした20歳未満の個人

会員校に所属し、会員校が会費を負担している20歳未満の一般生徒会員については、会員校から卒業や転校をすると自動的に準会員となります(但し、読Qの活動履歴がまったく無い場合は準会員とならず退会になることがあります)。20歳未満の準会員は、20歳になる前に、個人的に一般会員として再開の手続きをするか、または会員校によって所属登録されれば、一般会員として同じアカウントを再開でき、各種履歴も継続できます。

20歳を迎えるまでに再開しなかった場合、および自ら退会手続きを行った場合は、退会(第5条に定義します)となります。

- 5. 読Qのアカウントは、当該アカウントの発行を受けた会員および会員校のみが利用可能なものとし、第三者への譲渡、貸与を禁止します。但し、著者会員アカウントに限り、著者会員自らの責任のもとで、自著の登録、読Q上の自著ページの管理、自著の検定問題作成、アカウント管理等を編集者等の第三者に委託できるものとします。
- 6. 発行されたアカウントの利用による読Q上での行為は、全て当該アカウントの発行を受けた会員および会員校の行為とみなすものとします。教師会員アカウントによる読Q上の行為については、所属登録している会員校の行為とみなします。会員および会員校は、自らの責任のもとで、読Qの利用、ならびにアカウントの管理を行うものとします。アカウントの第三者による盗用に伴ういかなる損害の発生についても、当協会に故意または重過失がある場合を除いて、当協会は返金等を含め一切の責任を負いません。

第4条 会費および支払い方法

会員および会員校は、準会員および「あしなが援助金(4.にて後述します)」受給者を除き、読Qシステム利用の対価として当協会の定める金額(以下「会費」といいます。)を支払うものとします。但し、会員校が付与したアカウントを持つ会員(教師会員および一部の一般生徒会員)の会費については、会員校が支払うものとします。読Qの利用に際して会員および会員校が支払うべき会費とその支払方法については、本規約で定める事項を除き、当協会が別途定めるものとします。なお、支払いの際に必要な経費(手数料、クレジットカードの会員費などをいいますが、これに限られません)は全て、会員および会員校の負担とします。

- 1. 当協会は、会員および会員校に承諾を得ることなく、会費を変更できるものとします。その場合、当協会は、第20条に基づく通知により告知するものとします。
- 2. 会員および会員校は、会費について、外部決済サービス会社を介して当協会に支払うことにつき、予め承諾することとします。当該会費は第三者を通じて支払いが行われるため、当協会は領収書の発行を保証いたしかねます。
- 3. 会員および会員校は、会費払込み済み期間の途中に退会、準会員への変更および当協会によるアカウントの停止等があった場合、払込み済みの会費は返金されないことにつき、予め承諾するものとします。

4. 「あしなが援助金」について

- (1) 特定の、低所得世帯の20歳未満の会員または全国読Q読書量ランキング最上位の20歳未満会員の会費を全額援助する、1 対1で行う会費援助制度です。一般会員、監修者会員、著者会員および会員校による援助制度です。1 人を援助する場合、自身の会費に加え 1 人分の金額をお支払いいただきます。複数の会員を援助することもできます。
- (2) 援助を行う側の会員(以下、「あしながさん」といいます。)は、あしなが援助金を受給する会員(以下、「ジュディさん」といいます。)を指定することはできません。ジュディさんが、あしながさんを指定することもできません。マッチングは当協会が行いますが、あしながさんが不足していると実施できない場合があります。逆に、受給を希望する会員が少なく、あしながさんが過剰の場合は、全国読書量ランキング最上位の20歳未満会員をジュディさんとし、成績優秀者奨学金のような形で援助していただきます。
- (3) あしながさんは、ジュディさんが20歳の誕生日を迎える月までの会費援助をします。あしながさんは、自ら退会しない限りジュディさんのあしなが援助をやめることはできません。ジュディさんの変更を求めたり、返金を請求したりすることもできません。ジュディさんが退会した場合または20歳を迎えた場合は、別のジュディさんのあしなが援助をしていただきます
- (4) マッチングされた、あしながさんとジュディさんは、お互いのマイページ(以下、「マイ書斎」といいます。)URLを当協会から通知されます。 但し、読Q上で非公開にしている情報をお互いに知ることはできません。
- (5) あしなが援助のマッチングには、最長で6か月の猶予をいただきます。あしなが援助のお申し出から最長6か月間のあしなが援助金については事務手数料とさせていただき、返金いたしません。
- (6) あしなが援助金受給を希望して会員登録をしても、あしながさんが決定するまで(最長で6か月)は会費の支払いをお願いしています。あしなが援助金は、世帯所得の増減にかかわらず、20歳の誕生日月まで受給することができます。但し、会員登録後、提出された低所得証明書類画像が低所得を証明できない場合やあしながさんの不足等の理由により、あしなが援助を行えないと当協会が判断した場合、6か月以内に電子メールにてご連絡いたします。

第5条 退会

- 1. 会員および会員校は、読Qの会員を退会したい場合、当協会所定の手続きを行うものとします。
- 2. 当協会は、会員および会員校が退会した場合、当協会が読Qにおいて会員または会員校が登録した情報および利用履歴の全部または一部を削除しても削除しなくても、会員および会員校はこれに関して一切異議を唱えられないものとします。なお、本項は本項に定める場合以外において当協会が当該情報および履歴等を保管する義務を定めるものではありません。

第6条 アカウントの停止および抹消

1. 当協会は、(A) 会員および会員校が本規約に違反したと判断した場合、(B) 会員校が学校利用サービス利用約款に違反したと判断した場合、(C)学校利用サービス利用約款に基づき利用する会員が規約に違反した場合、事前に

通知することなく、当該会員((A)当該本規約に基づき利用する会員、(B)学校利用サービス利用約款に基づき利用する会員校、(C)同一の学校利用サービス利用約款に基づき利用する会員、を含みます。)のアカウントの停止および抹消、将来に渡った会員登録の禁止、当協会との間の一切の契約の解除等、当協会が適切と判断した措置を行うことができるものとします。

2. 当協会は、会員および会員校が一定期間以上読Qを利用しない場合、または当協会が必要と認めた場合には、当該会員および会員校に対し事前に通知したうえで、アカウントの停止および抹消を行うことができるものとします。

第7条 禁止行為

- 1. 読Qの全ての利用者は、読Qにおいて以下の行為または以下の行為に該当する恐れのある行為をしてはならないものとします。
 - (1) 誤解を招く情報や虚偽の情報を意図的に登録する行為
 - (2) 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
 - (3) 個人や団体を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗や法令に反する行為、またはその恐れがある行為
 - (5) 当協会が読Q上で提供する各種サービスを不正の目的を持って利用する行為
 - (6) 読Q上で発生した不具合を利用する行為
 - (7) 当協会の承諾なく、営利を目的とした情報提供等の行為
 - (8) 当協会の信頼を毀損する行為または読Qの運営を妨げる行為
 - (9) 本規約に違反する行為および当協会が不適切・不適当であると判断した行為
- 2. 前項に挙げる行為のほか、読Qの受検および読Qの検定問題の取扱いに関して、会員および会員校は以下の行為または以下の行為に該当する恐れのある行為をしてはならないものとします。
- (1) 受検者、試験監督、クイズ作成者、監修者会員、著者会員など、検定問題を知り得る立場にある会員および会員校が、検定問題の一部または全部を漏えい(口頭やインターネット等への掲載など全ての方法を含む)、および検定問題の複製(スクリーンショットやコピー)をする行為
 - (2) 受検者が、受検者として有する権利を第三者に譲渡もしくは貸与する行為
 - (3) 受検中の受検者が、筆記用具、書籍、および受検に使用する以外のスマートフォン、タブレット、PC、携帯電話を使用する行為
 - (4) 受検中の受検者が、受検に使用するPC、スマートフォンおよびタブレットを不正使用する行為
 - (5) 受検中の受検者が、受検者を担当する試験監督以外の者と言葉を交わす行為
 - (6) 受検中の受検者が、受検者を担当する試験監督に検定問題の内容に関する質問をする行為
 - (7) 受検中の受検者が、受検者を担当する試験監督の監視できない場所で受検する行為
 - (8) 試験監督が、受検中の受検者に対し、検定問題の解答やヒント等を伝える行為
 - (9) 試験監督が、担当する受検者の受検の監視監督を怠る行為
- (10)受検者の家族が、その受検者の試験監督をする行為
- (11) 受検者と試験監督が、予め同意した受検場所から移動して受検を行う行為
- 3. 前2項に掲げる行為により、当協会または第三者に損害が生じた場合、全ての利用者は法的責任を負うものとし、当協会および第三者に損害を与えないものとします。会員が未成年の場合、その会員の前項に掲げる行為により当協会または第三者に損害が生じた場合、その会員の親権者はすべての法的責任を負うものとします。
- 4. 当協会は、会員および会員校が前3項に掲げる行為を行ったと合理的に判断した場合、事前に通知することなく、アカウントの停止および抹消、将来に渡った会員登録の禁止等、当協会が適切と判断した措置を行うことができるものとします。

第8条 送信情報

- 1. 会員および会員校が読Qを利用して文章や画像等を送信する場合(以下、送信予定または送信済みの文章、画像等を総称して「送信情報」といいます。)、会員および会員校は、送信情報に関して、当協会が、以下の各号に定める行為を行うことを当協会に許諾するものとし、会員および会員校は、当該送信情報に関する著作者人格権含む一切の権利を当協会に対して行使しないものとします。なお、本条項は当協会の権利を定めるものであり、本条項によって、当協会に以下の各号に定める行為を行う義務が課されるものではありません。
 - (1) 内容について審査すること
 - (2) 読Q上に掲載すること
 - (3) 修正のうえ、読Q上に掲載すること
 - (4) 読Q上への掲載後に修正または削除すること
 - (5) 改変、複製、頒布、貸与、翻訳等をすること、またはこれらに基づき二次的著作物を作成し公表すること
 - (6) 上記各号に定める権利を第三者に再許諾または譲渡すること

- 2. 会員および会員校は、著作権を含む送信情報に関する一切の権利は、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、会員および会員校に帰属し、第三者の権利を侵害するものではないことを表明し、保証するものとします。
- 3. 前項の規定にもかかわらず、会員および会員校は、第三者の権利または個人情報を含む送信情報を読Q上へ送信する場合、当該第三者から送信についての同意を得たうえで行うものとします。
- 4. 会員および会員校は、以下の各号に掲げる内容またはその恐れのある内容を、読Q上で送信しないものとします。以下の各号に掲げる内容またはその恐れのある内容の送信情報を当協会が確認した場合、事前に通知することなく当協会は当該送信情報を発信した会員および会員校による読Qの利用を停止し、または当該送信情報を削除し、または当協会が適切と判断する措置を行うことができるものとします。
 - (1) 他人になりすました内容
 - (2) 著作権などの知的財産権保有者の利益を不当に害する恐れのある内容
 - (3) 当協会の信頼を毀損する内容
 - (4) 読Qおよび読Qにおいて提供される情報の正確性に関するお問合せやクレーム
 - (5) 有害なコンピュータープログラム、スパムメール、チェーンレター、ジャンクメール等
 - (6) 当協会または第三者を誹謗中傷し、名誉を傷つける表現を含む内容
 - (7) 第三者のプライバシーを侵害する内容
 - (8) 公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、またはそれらに類する内容
 - (9) ポルノ小説・写真、性的交渉の勧誘、その他猥褻な内容
 - (10) 児童や青少年に対し、粗暴性、残虐性または犯罪を誘発助長し、その健全な育成を阻害する内容
 - (11)差別的表現、ナンセンス、グロテスクな内容
 - (12)法令、公序良俗に反する内容
 - (13)その他、読Qに不適切な内容、表現であると当協会が判断する内容
- 5. 読Qの全ての利用者は、当協会が会員および会員校の送信情報に関し、確実性、正確性、安全性、有用性、第三者権利侵害の有無、及び特定目的への適合性のいずれについても保証するものではなく、また監視義務を負わないことを確認するものとします。会員および会員校が本条に違反したことまたは送信情報に起因してトラブルが発生した場合、会員および会員校は、自己の責任と費用において当該トラブルの解決を図るものとし、当協会は一切関与しないものとします。
- 6. 当協会は送信情報を保存する義務を負いません。会員および会員校は、自身の責任と負担において送信情報を保存するものとします。なお、送信情報が当協会のサーバー等に保存されている場合であっても、当協会は当該送信情報についてバックアップ等を行う義務や会員および会員校に対して当該送信情報を提供する義務を負いません。
- 7. 当協会は以下の各号に掲げる場合には、送信情報を第三者に開示することができるものとし、かかる開示に起因して発生したいかなる障害についても、賠償責任を負いません。
 - (1) 会員および会員校が承諾した場合
 - (2) 読Qの技術的不具合の原因を解明し、解消するために必要な場合
 - (3) 裁判所や警察などの公的機関から、法令に基づく正式な照会を受けた場合
 - (4) 本利用規約に違反する行為またはその恐れのある行為が行われたと当協会が判断した場合
 - (5) 人の生命、身体および財産などに差し迫った危険があり、緊急の必要性があると当協会が判断した場合
 - (6) 法令に定める開示の要件が充足されたと当協会が判断した場合
 - (7) その他読Qを適切に提供するために当協会が必要と判断した場合

第9条 広告およびリンク

- 1. 当協会は、読Qに当協会または当協会に掲載依頼をした第三者の広告を掲載することができるものとします。
- 2. 読Qウェブサイト内の広告およびリンク先サイトや情報などは、当協会の管轄下にありません。そのため、広告やリンク 先の外部サイトの利用可能性について、当協会が責任を負うことはありません。また、リンク先にあるコンテンツ・広告・製 品などのいかなる内容に関しても、当協会は責任を持つことはできません。
- 3. 広告やリンク先のサイトなど、もしくはそれを通じての商品やサービス、情報などを利用し、信用したことから引き起こされるいかなる損害に対しても、当協会は直接的にも間接的にも責任を負うものではありません。
- 4. 広告やリンク先のサイトは、独自のプライバシーポリシーなどを持っており、そのサイトを利用する場合の権利と義務は、 当該リンク先のサイトの規定に依拠します。必ず、ご確認の上、ご利用ください。

第10条 サービスの停止、中断、変更および終了

- 1. 当協会は、以下の各号に該当する場合には、会員および会員校への事前の通知をすることなく、読Qの停止および中断を行うことがあります。
 - (1) 読Qシステムの保守または仕様の変更を行う場合
 - (2) 天変地異その他非常事態が発生し、または発生する恐れがあり、読Q上で提供する各種サービスの一部または

全部の運営が出来なくなった場合

- (3) 当協会がやむを得ない事由により読Q上で提供する各種サービスの停止が必要であると判断した場合
- 2. 当協会は、会員および会員校へ事前の通知をすることなく、読Qの内容および仕様をいつでも変更することができることとします。
- 3. 当協会は、1か月の予告期間を持って申込者、会員および会員校に通知のうえ、読Qを長期的に中断または終了することがあります。

第11条 知的財産権等

- 1. 読Qを構成する全ての文章、画像、映像、音声、プログラムその他一切の情報について発生している著作権その他の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権その他の人格権ならびに所有権その他の財産権は、第8条に定める送信情報に関する権利を除き、当協会または当該権利を有する第三者に帰属します。読Qの全ての利用者はこれらの知的財産権を、複製、転載、第三者に譲渡、貸与等その他一切の処分等することができません。
- 2. 本条の規定に違反して紛争が生じた場合、会員および会員校は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会および第三者に一切の障害を与えないものとします。会員が未成年である場合、会員が本条の規定に違反したことによって紛争が生じた場合、会員の親権者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会および第三者に一切の損害を与えないものとします。

第12条 蓄積情報に関する取り扱い

会員、会員校およびその他の閲覧者による読Qの利用により当法人のサーバーに蓄積された情報に関し、当法人はこれらを個人を特定できない統計データとして読Qの運営、普及活動および読書推進活動に利用することができるものとします。

前項に基づく利用を除き、当法人は、蓄積情報の内容の検閲、確認、及び第三者への開示を行いません。但し、以下のいずれかの場合はその限りではありません。

- (1) 会員および会員校、又は公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (2) 法令に基づく開示請求があった場合

第13条 不可抗力

- 1. 当協会は通常講ずるべき対策では防止できないウィルス被害や不正アクセス、停電被害、サーバー故障、回線障害、および天変地異による被害、その他当協会の責によらない不可抗力に基づく事由(以下「不可抗力」といいます。)による被害が会員および会員校に生じた場合、一切責任を負わないものとします。
- 2. 当協会は不可抗力に起因して読Qにおいて管理または提供されるデータが消去、変更されないことを保証しません。

第14条 当協会の非保証

- 1. 当協会は、(A) 読Qの提供に、不具合、エラー、瑕疵、バグ、アクセス過多やその他予期せぬ要因に基づく本サービスの表示速度の低下や障害が生じないこと、(B) 読Qから得られる情報等が正確なものであること、(C) 読Qを通じて入手できる役務、情報等が会員および会員校の期待を満たすものであることのいずれについても保証するものではありません。また、当協会は、会員および会員校が使用する機器、設備またはソフトウェアが読Qの利用に適さない場合であっても、サービスの変更、改変等を行う義務を負わないものとします。
- 2. 会員および会員校は、読Q上で提供される全ての情報(広告その他第三者により提供される情報等を含みますが、これらに限られません)について、その最新性、真実性、合法性、安全性、適切性、有用性、読Qによる効果一切等についてなんら保証しないことを了承の上、自己の責任において読Qを申込みおよび利用するものとします。万が一、当該情報に関連して何らかのトラブルが生じた場合にも、当協会は何ら責任を負いません。但し、当協会の故意または重過失により当該トラブルが発生した場合は、会員および会員校が当協会に本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。
- 3. 当協会は、読Qの利用に起因して生じた会員間や会員校間の紛争、または第三者との紛争、事故、被害、損害、不利益等について一切の責任を負いません。

第15条 読Qの利用に関わる機器および通信費

会員および会員校は、読Qを利用するにあたって必要な通信端末および通信機器等の通信環境を自らの費用と責任において整えるものとします。また、読Qの利用にあたって必要な通信費用等を当協会は一切負担しないものとします。

第16条 反社会的勢力の排除

1. 当協会、会員および会員校は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ず

るもの(以下「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が運営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が運営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団 員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 代表者または運営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 当協会、申込者、会員および会員校は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (4) 法令、公序良俗に反する行為、またはその恐れがある行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第17条 再委託

- (1) 協会は、会員および会員校に対する読Qの提供に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者(以下「再委託先」)に委託できるものとします。
- (2) 前項の場合、協会は、再委託先に対して、協会が負う本規約上の機密保持義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとします。
- (3) 協会が再委託先に委託をした場合であっても、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

第18条 規約の変更

- 1. 当協会は会員および会員校に事前の通知をすることなく本規約および諸注意等を変更することができるものとします。
- 2. 変更された本規約および諸注意等は、これらを読Q上に掲示したあと、会員および会員校が読Qを利用した時点をもって承諾されたものとみなします。

第19条 個人情報

個人情報の取扱いについては、別途定める個人情報保護方針に従うものとします。

第20条 通知

当協会は、会員および会員校への読Qに関する通知を、以下のいずれかの手段により行うことにより合理的期間経過後に会員に到達したものとします。

- (1)読Qのウェブサイト上に告示する方法
- (2)全ての会員および会員校に対して通知を一斉に送信する方法

前項の他、個別に会員および会員校に対して当法人が通知を行う手段は、電子メールもしくは読Qのウェブサイト上とするものとします。会員および会員校が、これらの通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当法人は会員および会員校に対し一切責任を負わないものとします。

第21条 分離条項

本規約および諸注意等に定めるいずれかの条項が管轄権のある裁判所により無効である旨判断された場合には、かかる条項は法律が許容する限りで、本来の条項の趣旨を最大限実現するように変更または解釈されるものとし、また、本規約および諸注意等のその他の条項の効力には何らの影響を与えないものとします。

第22条 準拠法および管轄

規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争は、横浜地方裁判所または藤沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年10月1日 作成·適用